【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第67期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30

日)

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤正敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐 木 邦 光

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐 木 邦 光

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)

当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番16号)

当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)

当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)

当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町 4 丁目 1 番 2 号)

当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第66期 前第1四半期 連結累計(会計)期間	第67期 当第1四半期 連結累計(会計)期間	第66期
連結会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
経常収益	(百万円)	465,928	434,338	1,767,980
正味収入保険料	(百万円)	354,341	336,465	1,308,194
経常利益 (は経常損失)	(百万円)	11,020	5,216	144,052
四半期(当期)純利益 (は四半期(当期) 純損失)	(百万円)	7,292	3,824	66,710
純資産額	(百万円)	1,145,332	709,255	594,946
総資産額	(百万円)	6,556,170	6,159,734	5,913,379
1株当たり純資産額	(円)	1,162.20	718.47	602.30
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (は1株当たり 四半期(当期)純損 失金額)	(円)	7.40	3.88	67.75
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	7.40	-	-
自己資本比率	(%)	17.45	11.49	10.03
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	944	14,672	37,138
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,420	9,532	41,246
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	19,384	106,817	19,303
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	285,513	413,406	299,497
従業員数	(人)	19,468	20,467	19,572

⁽注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

² 第67期第1四半期および第66期における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1 株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

(1) 事業内容の重要な変更

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

(2) 主要な関係会社の異動

損害保険事業

当第1四半期連結会計期間において、株式会社全国訪問健康指導協会を関係会社(連結子会社)としました。

なお、同社は、平成21年4月1日付けで当社の関係会社である株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパン(存続会社)と、同じく当社の関係会社である株式会社全国訪問健康指導協会(消滅会社)が合併した会社です。

生命保険事業

主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が提出会社の子会社から連結子会社となりました。

平成21年6月30日現在

					0/ J 0 0 H - / U I L
名称	住所	資本金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社 全国訪問健康 指導協会	東京都千代田区	1,061	損害保険事業	86.2	役員の兼任等 4名

- (注) 1 株式会社全国訪問健康指導協会は、特定子会社には該当せず、有価証券届出書および有価証券報告書を提出しておりません。
 - 2 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)			20,467 [5,2	97]	
	-	 ≓ u		-	

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、執行役員(執行役員兼務取締役を除く。)を含みます。臨時従業員数は〔〕内に当第 1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 - 3 生命保険事業セグメントでは、当第1四半期連結会計期間において従業員数が1,564人から1,841人に増加しております。これは主として、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において、当社への出向を解除したこと、および当社からの出向受け入れを行ったことによるものです。目的は、当社グループの生命保険販売に関する専門性強化および当社と損保ジャパンひまわり生命保険株式会社との連携強化による生命保険事業の拡大であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	17,557 (5,234)
(注) 1 従業員数は武業 員数(実はから社がへの出向	老太院主 ないかとおなるの山中老太舎む) スキロ 劫行処局

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、執行役員 (執行役員兼務取締役を除く。)を含みます。臨時従業員数は〔〕入に当第1四半期会計期間の平均人員を 外数で記載しております。
 - 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【保険引受の状況】

(1) 損害保険事業の状況

元受正味保険料(含む収入積立保険料)

区分	前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)			当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減 ()率(%)	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減 ()率(%)
火災	55,411	13.30		54,514	14.07	1.62
海上	12,110	2.91		9,397	2.43	22.40
傷害	56,435	13.55		53,615	13.84	5.00
自動車	172,581	41.43		167,643	43.27	2.86
自動車損害賠償責任	62,832	15.09		45,231	11.68	28.01
その他	57,143	13.72		57,015	14.72	0.22
合計	416,516	100.00		387,418	100.00	6.99
(うち収入積立保険料)	(27,758)	(6.66)		(24,989)	(6.45)	(9.97)

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
 - 2 「元受正味保険料(含む収入積立保険料)」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

正味収入保険料

区分	前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)			当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減 ()率(%)	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減 ()率(%)
火災	35,585	10.04		34,727	10.32	2.41
海上	9,382	2.65		7,328	2.18	21.90
傷害	35,636	10.06		35,188	10.46	1.26
自動車	171,738	48.46		168,656	50.12	1.79
自動車損害賠償責任	49,954	14.10		37,420	11.12	25.09
その他	52,076	14.70		53,183	15.80	2.13
合計	354,374	100.00		336,504	100.00	5.04

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

正味支払保険金

区分	前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)			当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減 ()率(%)	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減 ()率(%)
火災	13,828	7.04		14,369	6.92	3.91
海上	3,816	1.94		3,880	1.87	1.68
傷害	16,025	8.16		16,539	7.97	3.21
自動車	100,964	51.40		96,607	46.55	4.32
自動車損害賠償責任	39,832	20.28		38,798	18.70	2.60
その他	21,973	11.19		37,322	17.99	69.85
合計	196,441	100.00		207,518	100.00	5.64

⁽注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

(2) 生命保険事業の状況 保有契約高

区分	当第 1 四半期通 (平成21年	連結会計期間末 6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
区为	金額 (百万円)	対前年度末比 増減()率(%)	金額(百万円)		
個人保険	10,399,596	1.4	10,254,286		
個人年金保険	81,185	0.3	81,435		
団体保険	2,050,266	0.8	2,033,965		
団体年金保険	-	-	-		

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
 - 2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

新契約高

E/A	前第1四半期連結 (自 平成20年4月 至 平成20年6月		1 日	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		
区分	新契約 + 転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	379,934	379,934	-	480,428	480,428	-
個人年金保険	561	561	-	549	549	-
団体保険	1,418	1,418	-	10,129	10,129	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
 - 2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。また、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

なお、当社と日本興亜損害保険株式会社は、平成21年3月13日開催の両社の取締役会決議に基づき、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合することに向けて合意し、基本合意書を締結しておりますが、平成21年7月29日開催の両社の取締役会決議に基づき、株式移転比率および経営統合に関する追加合意事項を定めた「経営統合に向けての契約書」を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1.四半期連結財務諸表」の注記事項「重要な後発事象」をご参照ください。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に含まれる将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ (当社および連結子会社)が判断したものです。

(1) 経営成績の概況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界的な金融危機の影響などから依然として厳しい状況にあります。輸出や生産には持ち直しの動きが見られ、企業の景況感は悪化に歯止めがかかりつつあります。しかし、厳しい収益状況を背景に設備投資は大幅に減少しており、雇用情勢は急速に悪化しています。また、個人消費も弱い動きとなりました。

このような情勢の中、当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が正味収入保険料の減少などにより前第1四半期連結会計期間に比べて230億円減少して4,054億円、資産運用収益が利息及び配当金収入の減少などにより前第1四半期連結会計期間に比べて82億円減少して269億円、その他経常収益が前第1四半期連結会計期間に比べて2億円減少して19億円となり、合計で前第1四半期連結会計期間に比べて315億円減少して4,343億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が責任準備金等繰入額の減少などにより前第1四半期連結会計期間に比べて143億円減少して3,563億円、資産運用費用が有価証券評価損の減少などにより前第1四半期連結会計期間に比べて143億円減少して73億円、資産運用費用が有価証券評価損の減少などにより前第1四半期連結会計期間に比べて13億円減少して731億円、その他経常費用が前第1四半期連結会計期間に比べて25億円増加して27億円となり、合計で前第1四半期連結会計期間に比べて153億円減少して4,395億円となりました。この結果、経常収益から経常費用を差し引いた当第1四半期連結会計期間の経常損失は52億円となり、前第1四半期連結会計期間の経常利益110億円と比べて162億円減少しました。

経常損失に特別利益、特別損失、法人税等および少数株主損失を加減した結果、四半期純損失は38億円となり、前第1四半期連結会計期間の四半期純利益72億円と比べて111億円減少しました。

当社グループの事業の種類別の状況は次のとおりであります。

損害保険事業

正味収入保険料は、料率改定の影響により自動車損害賠償責任保険が減収となったことなどにより 前第1四半期連結会計期間に比べて178億円減少し3,365億円となりました。正味収入保険料に資産運 用収益などを加えた経常収益は、前第1四半期連結会計期間に比べて258億円減少して4,035億円とな りました。経常損失は28億円となり、前第1四半期連結会計期間の経常利益97億円に比べて126億円減 少しました。

生命保険事業

経常収益は、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において生命保険料が減少したことなどにより前第1四半期連結会計期間に比べて58億円減少し312億円となりました。経常損失は23億円となり、前第1四半期連結会計期間の経常利益12億円に比べて36億円減少しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)における営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払額が減少したことなどにより前第1四半期連結会計期間に比べて156億円増加して146億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間に比べて28億円増加して 95億円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行などにより前第1四半期連結会計期間に比べて1,262億円増加して1,068億円となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて1,139億円増加して4,134億円となりました。

資金(現金及び現金同等物)は、手許資金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能な一定範囲の短期投資 からなっており、日々の支払必要額の予期せぬ変動に備えて、十分確保しています。

さらに、巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払などの資金繰り悪化のリスクに備え、巨大災害時の保険金支払などの資金流出額を予想したうえで、十分な流動性資産を確保しています。

一定範囲の短期投資:価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社と日本興亜損害保険株式会社との経営統合に関するその後の経過については「第5 経理の状況 1.四半期連結財務諸表」の注記事項「重要な後発事象」をご参照ください。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(注) 各計数の表示および計算は次のとおりであります。 保険料等の金額は記載未満を切り捨てて表示しております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

提出会社

当第1四半期連結会計期間において、本店の土地の帳簿価額が17億円増加しました。これは、主に 立川ビル(東京都立川市)において、営業用設備としての使用割合が増加したためです。

(平成21年6月30日現在)

店名	所属出先	事業の種類別 セグメントの			従業員数		
(所在地)	機関(店)	名称	土地 (面積 ㎡)	建物	動産	リース資産	(人)
本店 東京本部含む (東京都新宿 区)ほか東京 地区4支店	43	損害保険事業	42,677 (346,951.69)	28,978	15,725	2,056	5,152 [1,217]

- (注) 1 所属出先機関数は、支社、営業所および海外駐在員事務所の合計であります。
 - 2 臨時従業員については、従業員数欄に[]で外書きしております。
 - 3 上記のほか、主要な賃貸用設備である立川ビル(東京都立川市)において、土地の帳簿価額が17億円減少しました。これは賃貸用設備としての使用割合が減少したためです。

±n (#±.47	帳簿価額(百万円)		
設備名	土地 (面積㎡)	建物 (面積㎡)	
立川ビル (東京都立川市)	6,681 (1,356.93)	2,319 (9,038.11)	

国内子会社

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

在外子会社

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末における重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更および重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	2,000,000,000		
計	2,000,000,000		

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	987,733,424	987,733,424		単元株式数は1,000株でありま す。
計	987,733,424	987,733,424		

⁽注) 「提出日現在発行数」には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使により 発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条 J 20および第280条 J 21の規定に基づき新株予約権を発行しております。 株主総会の特別決議(平成14年 6 月27日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	245(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	245,000(注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり777円(平成14年8月1日発行) 1 株当たり712円(平成14年11月1日発行) 1 株当たり581円(平成15年5月1日発行) 1 株当たり574円(平成15年6月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成16年 6 月28日から 平成24年 6 月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成14年8月1日発行)1株当たり777円 資本組入額1株当たり389円 発行価格(平成14年11月1日発行)1株当たり712円 資本組入額1株当たり356円 発行価格(平成15年5月1日発行)1株当たり581円 資本組入額1株当たり291円 発行価格(平成15年6月1日発行)1株当たり574円 資本組入額1株当たり287円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に 定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位 も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当 契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	280(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280,000(注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり735円(平成15年8月1日発行) 1 株当たり901円(平成16年2月2日発行)
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月28日から 平成25年 6 月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成15年8月1日発行)1株当たり735円 資本組入額1株当たり368円 発行価格(平成16年2月2日発行)1株当たり901円 資本組入額1株当たり451円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に 定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	572(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	572,000(注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり1,167円(平成16年8月2日発行) 1 株当たり1,082円(平成17年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月30日から 平成26年 6 月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成16年8月2日発行)1株当たり1,167円 資本組入額1株当たり584円 発行価格(平成17年2月1日発行)1株当たり1,082円 資本組入額1株当たり541円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に 定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成17年6月28日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	728(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	728,000(注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり1,148円(平成17年8月1日発行) 1 株当たり1,665円(平成18年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成17年8月1日発行)1株当たり1,148円 資本組入額1株当たり574円 発行価格(平成18年2月1日発行)1株当たり1,665円 資本組入額1株当たり833円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割(または併合)の比率

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に 定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位 も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当 契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

会社法第238条第 1 項、第 2 項、第240条第 1 項および第243条第 2 項の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会決議(平成18年7月21日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	324(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000(注) 2 参照
 新株予約権の行使時の払込金額(円) 	1 株当たり1,598円(平成18年8月7日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年 6 月29日から 平成28年 6 月28日まで (注) 3 参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成18年8月7日発行)1株当たり2,068円 資本組入額 1株当たり1,034円
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 参照

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

- 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成20年7月22日から平成28年6月28日までとなります。
- 4 行使条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。

対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案の うえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成
- (5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記 ~ の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議(平成19年1月26日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	316(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316,000(注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり1,623円(平成19年 2 月15日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年 6 月29日から 平成28年 6 月28日まで (注) 3 参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年2月15日発行)1株当たり2,138円 資本組入額1株当たり1,069円
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 参照

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

- 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権 の行使期間は、平成21年1月27日から平成28年6月28日までとなります。
- 4 行使条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。

対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案の うえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成
- (5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記 ~ の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議(平成19年7月27日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	403(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000(注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり1,547円(平成19年8月13日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年 6 月28日から 平成29年 6 月27日まで (注) 3 参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年8月13日発行)1株当たり1,926円 資本組入額 1株当たり963円
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 参照

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

- 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権 の行使期間は、平成21年7月28日から平成29年6月27日までとなります。
- 4 行使条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。

対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案の うえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成
- (5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記 ~ の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議(平成20年1月25日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	382(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	382,000(注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり990円(平成20年 2 月12日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年2月12日発行)1株当たり1,226円 資本組入額 1株当たり613円
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

- 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権 の行使期間は、平成22年1月26日から平成29年6月27日までとなります。
- 4 行使条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。

対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案の うえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成
- (5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記 ~ の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議(平成20年7月25日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	2,973(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	297,300(注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1 円(平成20年 8 月11日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年 8 月12日から 平成45年 8 月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年8月11日発行)1株当たり941円 資本組入額1株当たり471円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 参照

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株であります。
 - 2 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- (1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、後記(4)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者は、平成20年8月11日以降に割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(権利行使価額)

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としま す。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対 象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の 効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日まで とします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記 、、、または の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当 社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得すること ができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年 6 月30日		987,733		70,000		24,229

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間における、大株主の異動は以下のとおりであります。

大株主になった者

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
オーディー 0 5 オムニバスチャイナトリーティ 8 0 8 1 5 0 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都千代田区有楽町1丁目1 番 2号)	10,322	1.05

大株主でなくなった者

平成21年6月30日現在

			1 122 TO 100 H 22 H
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
資産管理サービス信託銀行株式会 社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア オフィス タワーZ棟	9,699	0.98

(注)当第1四半期会計期間において、株式会社みずほコーポレート銀行および共同保有者計4社から平成21年6月22日付けで提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成21年6月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番 3号	32,324	3.27
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	15,882	1.61
みずほインベスターズ証券株式会 社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 13番16号	2,582	0.26
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	3,336	0.34

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

			173X21107300H770H
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株3,060,000 式 (相互保有株式) 普通株式 7,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 979,447,000	979,447	
単元未満株式	普通株式 5,219,424		
発行済株式総数	987,733,424		
総株主の議決権		979,447	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権4個)が 含まれております。
 - 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式425株および株式会社証券保管振替機構名義の株式306 株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

				1 172217	<u> </u>
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番 1 号	3,060,000		3,060,000	0.31
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号	7,000		7,000	0.00
計		3,067,000		3,067,000	0.31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	647	739	735
最低(円)	509	568	615

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

なお、当社では事業戦略の迅速かつ的確な遂行を図るため、執行役員制度を導入しております。 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの執行役員の異動は以下のとおり です。

(1) 新任執行役員

役名	委嘱先	氏名	就任年月日
執行役員	事務企画部長	末廣 利明	平成21年7月1日
執行役員	長野支店長	中島 隆太	平成21年7月1日

(2) 退任執行役員

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、執行役員の退任はありません。

(3) 執行役員の異動

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、執行役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」といいます。)ならびに同規則第61条および第82条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)は、改正前の四半期連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)および当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)は、改正後の四半期連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日至 平成20年6月30日)に係る四半期連結財務諸表ならびに当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日至 平成21年6月30日)および当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日至 平成21年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	115,184	151,781
コールローン	105,000	73,600
買現先勘定	213,438	81,978
買入金銭債権	40,692	40,160
金銭の信託	9,426	9,715
有価証券	4,332,832	4,125,568
貸付金	511,555	517,894
有形固定資産	1 217,979	219,047
無形固定資産	25,988	26,456
その他資産	425,771	434,189
繰延税金資産	178,348	249,507
貸倒引当金	16,484	16,520
資産の部合計	6,159,734	5,913,379
負債の部		
保険契約準備金	5,016,193	4,998,577
支払備金	814,206	818,052
責任準備金等	4,201,987	4,180,524
社債	128,000	-
その他負債	193,753	199,019
退職給付引当金	100,512	99,342
役員退職慰労引当金	33	31
賞与引当金	4,414	14,679
特別法上の準備金	7,246	6,487
価格変動準備金	7,246	6,487
繰延税金負債	324	295
負債の部合計	5,450,478	5,318,432
純資産の部		
株主資本		
資本金	70,000	70,000
資本剰余金	24,236	24,229
利益剰余金	295,362	320,381
自己株式	2,717	2,839
株主資本合計	386,881	411,771
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	340,925	207,503
為替換算調整勘定	20,346	26,274
評価・換算差額等合計	320,579	181,228
新株予約権	837	984
少数株主持分	957	962
純資産の部合計	709,255	594,946
負債及び純資産の部合計	6,159,734	5,913,379

(単位:百万円)

(2)【四半期連結損益計算書】

前第1四半期連結累計期間 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成20年6月30日) 至 平成21年6月30日) 経常収益 465,928 434,338 保険引受収益 428,471 405,437 (うち正味収入保険料) 354,341 336,465 (うち収入積立保険料) 27,758 24,989 (うち積立保険料等運用益) 11,614 10,747 (うち生命保険料) 31.899 26,493 (うち支払備金戻入額) 6,508 資産運用収益 35,232 26,963 37,725 (うち利息及び配当金収入) 32,879 (うち金銭の信託運用益) 109 (うち売買目的有価証券運用益) 135 (うち有価証券売却益) 5.954 3,328 (うち積立保険料等運用益振替) 11,614 10,747 その他経常収益 2,224 1,938 経常費用 454,908 439,554 保険引受費用 370,727 356,352 (うち正味支払保険金) 196,441 207,518 19,172 19,239 (うち損害調査費) 61,509 61,174 (うち諸手数料及び集金費) (うち満期返戻金) 38,882 33,231 (うち生命保険金等) 9,174 10,448 (うち支払備金繰入額) 10,899 (うち責任準備金等繰入額) 34,471 21,393 資産運用費用 9,531 7,332 (うち金銭の信託運用損) 628 (うち売買目的有価証券運用損) 260 (うち有価証券売却損) 337 1,969 (うち有価証券評価損) 1,685 856 74,513 73,150 営業費及び一般管理費 その他経常費用 135 2,718 (うち支払利息) 16 697 経常利益又は経常損失() 11,020 5,216 特別利益 10 98 特別損失 528 847 特別法上の準備金繰入額 296 758 価格変動準備金繰入額 296 758 232 89 その他 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 10,502 5,965 純損失() 法人税等 3,207 2,066 少数株主利益又は少数株主損失(3 74 四半期純利益又は四半期純損失(7,292 3,824

(単位:百万円)

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

前第1四半期連結累計期間 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成20年6月30日) 至 平成21年6月30日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四 10,502 5,965 半期純損失() 減価償却費 2,540 2,750 のれん償却額 468 468 10.854 7,042 支払備金の増減額(は減少) 責任準備金等の増減額(は減少) 33,826 20,825 貸倒引当金の増減額(は減少) 112 40 1,145 退職給付引当金の増減額(は減少) 1,105 役員退職慰労引当金の増減額(は減少) 48 1 賞与引当金の増減額(は減少) 9,682 10,275 価格変動準備金の増減額(は減少) 296 758 利息及び配当金収入 37,725 32,879 有価証券関係損益(は益) 3,904 434 支払利息 697 16 為替差損益(は益) 268 1,510 有形固定資産関係損益(は益) 9 221 持分法による投資損益(は益) 237 39 その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) 7,882 18,997 の増減額(は増加) その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連) 18,437 8,882 の増減額(は減少) 6,639 4,905 その他 13,508 小計 3,937 利息及び配当金の受取額 37,246 31,695 利息の支払額 20 39 法人税等の支払額 3,475 42,107 営業活動によるキャッシュ・フロー 944 14,672 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額(は増加) 12,056 0 買入金銭債権の取得による支出 2,500 227 買入金銭債権の売却・償還による収入 2.617 1,686 金銭の信託の減少による収入 1,000 有価証券の取得による支出 194,103 160,200 有価証券の売却・償還による収入 186,329 170,506 貸付けによる支出 40,354 31,068 貸付金の回収による収入 37,333 33,233 その他 290 11,631 資産運用活動計 10,970 8,758 営業活動及び資産運用活動計 11.915 5,914 972 有形固定資産の取得による支出 1,594 有形固定資産の売却による収入 145 198 9,532 投資活動によるキャッシュ・フロー 12,420

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	-	128,000
自己株式の売却による収入	24	148
自己株式の取得による支出	47	20
配当金の支払額	19,267	18,871
少数株主への配当金の支払額	4	-
その他	89	2,440
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,384	106,817
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,735	1,484
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	34,484	113,441
現金及び現金同等物の期首残高	319,998	299,497
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	467
現金及び現金同等物の四半期末残高	285,513	1 413,406

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)			
連結の範囲に関する	(1) 連結の範囲の変更			
事項の変更	株式会社全国訪問健康指導協会は重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より 連結子会社としております。 (2) 変更後の連結子会社の数 11社			

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第 1 四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成21年 6 月30日)	(平成21年 3 月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は238,350百万円で	1 有形固定資産の減価償却累計額は236,040百万円で
あります。	あります。
2 担保に供している資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、有価証券66,280百万円および預貯金7,543百万円であります。 なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,331百万円であ	2 担保に供している資産は、有価証券76,681百万円および預貯金7,534百万円であります。 よび預貯金7,534百万円であります。 なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的 で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,530百万円であります。
ります。	

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間			当第1四半期連結		
(自 平成20年4月1日			(自 平成21年4)	月 1 日	
至 平成20年6月30日)			至 平成21年6	月30日)	
1	事業費の主な内訳は次のとおりで	あります。	1	事業費の主な内訳は次のと	おりであります。
	代理店手数料等	61,879百万円		代理店手数料等	60,830百万円
	給与	31,575百万円		給与	31,243百万円
	なお、事業費は四半期連結損益語	†算書における損	なお、事業費は四半期連結損益計算書における損		
	害調査費、諸手数料及び集金費な	いらびに営業費及		害調査費、諸手数料及び集	[金費ならびに営業費及
	び一般管理費の合計であります。			び一般管理費の合計であり	ります 。
2 特別利益は、当社および連結子会社における固定資		2	特別利益は、当社および連絡	結子会社における固定資	
産処分益10百万円であります。			産処分益98百万円でありる	ます。	
3 特別損失のその他は、当社および連結子会社におけ		3	特別損失のその他は、当社を	および連結子会社におけ	
	る固定資産処分損232百万円であ	ります。		る固定資産処分損89百万円	円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結類 (自 平成20年4月		当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日		
至 平成20年6月		至 平成21年6月30日)		
1 現金及び現金同等物の四半	期末残高と四半期連結	1 現金及び現金同等物の四半期	期末残高と四半期連結	
貸借対照表に掲記されてい	る科目の金額との関係	貸借対照表に掲記されてい	る科目の金額との関係	
(平成	20年6月30日現在)	(平成2	21年6月30日現在)	
現金及び預貯金	100,573百万円	現金及び預貯金	115,184百万円	
コールローン	100,600百万円	コールローン	105,000百万円	
買現先勘定	81,391百万円	買現先勘定	213,438百万円	
買入金銭債権	57,195百万円	買入金銭債権	40,692百万円	
有価証券	4,995,211百万円	有価証券	4,332,832百万円	
預入期間が3か月を 超える定期預金	19,465百万円	預入期間が3か月を 超える定期預金	27,333百万円	
現金同等物以外の 買入金銭債権	41,205百万円	現金同等物以外の 買入金銭債権	36,693百万円	
現金同等物以外の 有価証券	4,988,788百万円	現金同等物以外の 有価証券	4,329,714百万円	
現金及び現金同等物	285,513百万円	現金及び現金同等物	413,406百万円	
2 投資活動によるキャッシュ	フローには、保険事業	2 同左		
に係る資産運用業務から生	Eじるキャッシュ・フ			
ローを含んでおります。				

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)および当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月 1日 至 平成21年6月30日)

1 発行済株式の種類および総数

普通株式 987,733千株

2 自己株式の種類および株式数

普通株式 3,060千株

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 837百万円 (提出会社 837百万円)

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	19,690百万円	20円	平成21年 3 月31日	平成21年 6 月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるものはありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	428,840	37,088	465,928	-	465,928
(2) セグメント間の 内部経常収益	498	2	500	(500)	-
計	429,338	37,090	466,429	(500)	465,928
経常利益	9,746	1,273	11,020	-	11,020

- (注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
 - 2 各事業区分の主要な事業内容
 - (1) 損害保険事業.....損害保険引受業務および資産運用業務
 - (2) 生命保険事業.....生命保険引受業務および資産運用業務

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	403,107	31,230	434,338	-	434,338
(2) セグメント間の 内部経常収益	405	2	408	(408)	-
計	403,513	31,233	434,746	(408)	434,338
経常損失()	2,880	2,336	5,216	-	5,216

- (注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
 - 2 各事業区分の主要な事業内容
 - (1) 損害保険事業......損害保険引受業務および資産運用業務
 - (2) 生命保険事業.....生命保険引受業務および資産運用業務

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
種類	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	747,043	765,173	18,130	737,681	755,445	17,764
外国証券	100,091	97,805	2,286	96,266	92,599	3,666
合計	847,134	862,978	15,844	833,948	848,045	14,097

2 その他有価証券で時価のあるもの

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)			
種類	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	
公社債	1,527,863	1,558,397	30,533	1,522,020	1,548,938	26,917	
株式	527,032	1,048,708	521,675	532,137	871,127	338,990	
外国証券	702,644	677,883	24,760	695,264	654,768	40,495	
その他	75,327	77,810	2,482	79,708	79,991	282	
合計	2,832,867	3,362,799	529,932	2,829,131	3,154,825	325,694	

(注)

当第1四半期連結会計期間末
(平成21年6月30日)

1 四半期連結貸借対照表において買入金銭債権として 処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に 含めて記載しております。

2 当第1四半期連結累計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて886百万円減損処理しております。この中には、四半期連結損益計算書においてその他運用費用として処理されている貸付債権信託受益権に係る評価損29百万円を含めております。なお、当社および国内連結子会社は、四半期決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)

- 1 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。
- 2 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて71,487百万円減損処理しております。

なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が 取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理 の対象としております。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。

2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
種類	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	10,949	9,426	1,522	11,708	9,715	1,992

(注)

当第1四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成21年6月30日)	(平成21年3月31日)
当第1四半期連結累計期間において、運用目的、満期保有	当連結会計年度において、運用目的、満期保有目的以外の
目的以外の金銭の信託において信託財産として運用され	金銭の信託において信託財産として運用されている有価
ている有価証券で時価のあるものについて減損処理の対	証券で時価のあるものについて202百万円減損処理して
象となるものはありません。	おります。
なお、当社および国内連結子会社は、四半期決算日の時価	なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得
が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の	原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象と
対象としております。	しております。

(デリバティブ取引関係)

対象物	取引の種類	(平	9半期連結会記 成21年 6 月30			連結会計年度 成21年 3 月31	
の種類	4以510分種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引						
	売建	151,346	152,226	879	144,452	154,584	10,131
	買建	98,639	98,317	321	46,949	48,395	1,445
その他	クレジットデリバティブ 取引						
	買建	5,000			5,000		
		(235)	541	305	(235)	785	550
	天候デリバティブ取引						
	売建	318			308		
		(15)	5	9	(14)	17	3
	買建	12			30		
		(-)	-	-	(-)	-	-
	地震デリバティブ取引						
	売建	4,410			4,150		
		(150)	21	128	(129)	0	129
	買建	3,699			3,726		
		(386)	235	151	(388)	238	149
	その他の先渡取引						
	買建	519	537	17	742	765	22
	合計			891			8,137

⁽注) 1 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

² 下段()書きの金額は、四半期連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上したオプション料であります。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

- 1 共通支配下の取引等
 - (1) 結合当事企業およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業およびその事業の内容

株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパン 損害保険関連事業 株式会社全国訪問健康指導協会 損害保険関連事業

企業結合の法的形式

株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパンを存続会社、株式会社全国訪問健康指導協会を消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

株式会社全国訪問健康指導協会

取引の目的を含む取引の概要

特定保健指導事業マーケットにおける基盤確立のため、株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパンは、平成21年4月1日を合併期日として、株式会社全国訪問健康指導協会を吸収合併いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日公表分)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末		前連結会計年度末		
(平成21年 6 月30日)		(平成21年 3 月31日)		
1株当たり純資産額	718.47円	1 株当たり純資産額	602.30円	

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

()		
	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	709,255	594,946
純資産の部の合計額から控除する 金額(百万円)	1,794	1,946
(うち新株予約権(百万円))	(837)	(984)
(うち少数株主持分(百万円))	(957)	(962)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額 (百万円)	707,461	593,000
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	984,672	984,544

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	7.40円	1株当たり四半期純損失金額()	3.88円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	7.40円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	

- (注) 1 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
 - 2 1株当たり四半期純利益金額または四半期純損失金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 または四半期純損失金額()		
四半期純利益又は四半期純損失 ()(百万円)	7,292	3,824
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 または四半期純損失() (百万円)	7,292	3,824
普通株式の期中平均株式数 (千株)	984,550	984,610
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	
普通株式増加数 (千株)	245	

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

(日本興亜損害保険株式会社との経営統合に係る「経営統合に向けての契約書」の締結)

当社(以下「損保ジャパン」)と日本興亜損害保険株式会社(以下「日本興亜損保」)は、平成21年3月13日開催の両社の取締役会において、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、共同株式移転により共同持株会社を設立して経営統合することに向けて合意することを決議し、基本合意書を締結しておりますが、今般、平成21年7月29日開催の両社の取締役会において、株式移転比率および経営統合に関する追加合意事項を定める「経営統合に向けての契約書」の締結を決議し、同契約書を締結いたしました。

これにより新たに定められた事項等は以下のとおりであります。

- 1 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項
 - (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	日本興亜損害保険株式会社
本店の所在地	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号
代表者の氏名	取締役社長 兵頭 誠
資本金の額	91,249百万円(平成21年 3 月31日現在)
純資産の額	345,467百万円(連結、平成21年3月31日現在)
総資産の額	3,089,523百万円(連結、平成21年3月31日現在)
事業の内容	損害保険業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

(連結)

事業年度	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
経常収益(百万円)	1,000,461	975,464	949,106
正味収入保険料(百万円)	712,862	698,685	663,888
経常利益(は経常損失)(百万円)	28,130	17,742	3,043
当期純利益(百万円)	15,872	8,991	9,971

(単体)

事業年度	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
正味収入保険料(百万円)	703,371	688,892	653,400
経常利益(は経常損失)(百万円)	24,538	16,769	2,851
当期純利益(百万円)	13,425	7,877	10,111

(3) 大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(平成21年3月31日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合(%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	8.76
ロングリーフ パートナーズ ファンド (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	7.80
日本通運株式会社	4.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	4.22
メロンバンクエヌエートリーティークライアントオムニバス (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	2.71

- 2 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容
 - (1) 当該株式移転の方法

会社法第772条第2項に規定される共同株式移転を行うことにより、共同持株会社を設立し、両社はその完全子会社となります。なお、共同持株会社の設立は平成22年4月を目指す予定であります。

(2) 株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

	損保ジャパン	日本興亜損保
株式移転比率	1	0.9

- (注) 1 本経営統合に伴い、損保ジャパンの普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 1 株を、日本興亜 損保の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 0.9株を割当て交付します。ただし、上記株式 移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することが あります。
 - 2 共同持株会社が発行する新株式数(予定):普通株式:1,722,802,230株 上記は平成21年3月31日現在における両社の発行済株式総数を前提として算定した株式数であり、 共同持株会社の設立までに、両社が自己株式を消却した場合や両社の新株予約権が行使された場合 は、共同持株会社が発行する新株式数は変動することがあります。
- (3) その他の株式移転計画の内容

株式移転計画については今後両社で協議のうえ決定しますが、現在、下記の事項が決定しております。 共同持株会社のガバナンス態勢

イ 会社形態

共同持株会社は、監査役会設置会社とします。なお、以下のようなガバナンス態勢を採用することにより、公正性、透明性の向上を図ります。

口 取締役 監査役

共同持株会社の取締役数、監査役数は以下のとおりとします。また、取締役の任期は1年とします。なお、公正で透明性の高いグループ運営に資するよう、取締役の半数を社外から招聘します。

持株会社の取締役数 12名(うち社外取締役 6名) 持株会社の監査役数 5名(うち社外監査役 3名)

八 指名・報酬委員会

委員長および委員の過半数を社外役員とする指名・報酬委員会を設置します。指名・報酬委員会は、共同持株会社の取締役候補者・監査役候補者を決定します。また、共同持株会社成立日以降における両社の取締役候補者、執行役員候補者および監査役候補者の選任について関与するものとし、詳細については両社協議により定めます。

ニ その他

役員報酬のあり方については、企業価値・株主価値の中長期的な向上を図る観点から、1 株当たり純資産、経営目標の達成状況などの要素を視野に入れて決定いたします。

株式移転の日程

経営統合に向けての基本合意書締結平成21年3月13日経営統合に向けての契約書締結平成21年7月29日

株式移転計画書作成 平成21年10月末日まで (予定) 株式移転計画承認臨時株主総会 平成21年12月下旬 (予定) 共同持株会社設立登記日(効力発生日) 平成22年4月1日 (予定)

ただし、本件株式移転の手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

3 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

後記「株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等」をご参照ください。

- 4 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額および事業の内容
 - (1) 共同持株会社の商号

NKSJホールディングス株式会社

(英文名称) NKSJ Holdings, Inc.

(2) 共同持株会社の本店の所在地

東京都新宿区西新宿一丁目26番 1号

(3) 代表者の氏名

共同持株会社の設立時においては、以下の代表取締役2名が共同CEOに就任します。

共同СЕО 兼 代表取締役会長 兵頭 誠

共同СЕО 兼 代表取締役社長 佐藤 正敏

(4) 事業の内容

本持株会社の事業の目的は次に掲げるものとします。

- イ 損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理
- ロ その他前号の業務に附帯する業務

資本金の額、純資産の額については未定であります。

株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

1 算定の基礎

損保ジャパンおよび日本興亜損保は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、損保ジャパンは野村證券株式会社(以下「野村證券」)、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)、ゴールドマン・サックス証券株式会社(以下「ゴールドマン・サックス」)に対し、また日本興亜損保はメリルリンチ日本証券株式会社(以下「メリルリンチ」)、三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」)に対し、それぞれ本経営統合に係る株式移転比率の算定を依頼しました。

野村證券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法、配当割引モデル分析法(DDM法)、貢献度分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、損保ジャパンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、日本興亜損保の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.85 ~ 0.92
類似会社比較法	0.53 ~ 0.69
DDM法	0.74 ~ 1.05
貢献度分析	0.54 ~ 1.26

なお、市場株価平均法については、平成21年7月28日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間の終値平均株価、算定基準日から遡る1か月間の終値平均株価、平成21年3月期決算が開示された翌営業日である平成21年5月21日から算定基準日までの終値平均株価、算定基準日から遡る3か月間の終値平均株価、基本合意が開示された翌営業日である平成21年3月16日から算定基準日までの終値平均株価を、採用いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率算定は、平成21年7月28日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

みずほ証券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似企業比較法、配当割引分析法(DDM法)による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、損保ジャパンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、日本興亜損保の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.851 ~ 0.942
類似企業比較法	0.485 ~ 0.927
配当割引分析法(DDM法)	0.453 ~ 1.020

なお、市場株価平均法については、株式移転比率等に関する新聞報道がなされた平成21年7月25日の前営業日である平成21年7月24日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1か月間および3か月間の終値平均株価を採用いたしました。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)または引当について、個別の資産および負債ならびに引当の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。みずほ証券の株式移転比率算定は、平成21年7月28日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

ゴールドマン・サックスは、市場株価分析を行ったほか、公開情報に基づく類似会社比較分析および両社の経営 陣による財務予測に基づく(財務予測の使用につき損保ジャパンの了承を得た上で)DDM分析による算定を行い ました。各手法により、以下の株式移転比率の分析結果レンジが示されました。なお、下記の株式移転比率の算定レ ンジは、損保ジャパンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、日本興亜損保の 普通株式 1 株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。 なお、 市場株価分析につ いては、平成21年7月24日を算定基準日として、算定基準日の両社の株価終値、算定基準日から遡る1か月間、3か 月間および6か月間の両社の株価終値を算定の基礎としております。上記分析に比較対象として使用されたいか なる会社も損保ジャパンおよび日本興亜損保と同一視されうるものではありません。また、ゴールドマン・サック スは平成21年7月29日付で、当該日付において以下の前提条件その他の一定の条件のもとに、経営統合に向けての 契約に基づいて合意された損保ジャパンの普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数が損保ジャパン 株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(Goldman, Sachs & Co.のフェアネス・コミッティーの承認 を得たもの)を損保ジャパンに交付しております。ゴールドマン・サックスのアドバイザリー・サービスと本件 に関する分析・意見は、損保ジャパンの取締役会が本経営統合を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的の ために行われたものであり、当該分析・意見は、損保ジャパンの株主が本件株式移転またはその他の事項に関しど のように議決権を行使するべきかに関する推奨を行うものではありません。また、ゴールドマン・サックスは、特 定の株式移転比率を唯一適切なものとして損保ジャパンまたはその取締役会に対して推薦するものではありませ ん。ゴールドマン・サックスより、その分析および意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けておりま す。

採用手法	株式移転比率の分析結果レンジ
市場株価分析	0.77 ~ 1.57
類似会社比較分析	0.53 ~ 2.74
DDM分析	0.51 ~ 1.24

ゴールドマン・サックスの分析および意見は、平成21年7月29日における経済状況、財政状況、市場の状況、その他の事情、および当該日現在ゴールドマン・サックスが取得可能な情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化または事由に基づき、その分析を更新し、改訂しまたは再確認する責任を負うものではありません。また、両社のシナジーを含む財務予測については、損保ジャパンの経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを、損保ジャパンの同意に基づき、前提としております。

メリルリンチは、日本興亜損保および損保ジャパンの市場株価の動向および業績の内容や予想等を勘案し、市場 株価分析、類似企業比較分析、DCF(ディスカウンテッド・キャッシュフロー)分析による評価を実施し、日本興亜 損保の取締役会は、メリルリンチより平成21年7月29日付にて、株主価値算定書の提出を受けました。(なお、日本 興亜損保の取締役会は、メリルリンチより平成21年7月29日付にて、以下の前提条件その他同意見書記載の一定の 条件のもとに、本件株式移転に係る株式移転比率が日本興亜損保株主(損保ジャパンおよびその関係会社を除 く。) にとり財務的見地から公正である旨の意見書を取得しております(同意見書は本件株式移転に係る株主総 会招集通知に添付される予定です。)。また、かかる両社の株主価値の算定を行ったメリルリンチから、分析および 意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。) 市場株価分析については、平成21年7月24日 (以下、「基準日」)を基準として、基準日の株価終値、基準日から1か月前、3か月前および6か月前まで のそれぞれの期間の株価終値の平均値、ならびに両社の統合に関する新聞報道がなされた平成21年3月12日の前 営業日の平成21年3月11日(以下、「基準日」)を基準として、基準日の株価終値、基準日から1か月前、3 か月前および6か月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値が算定の基礎とされました。メリルリンチが日 本興亜損保および損保ジャパンの株主価値の算定にあたって使用した主要な評価方法ならびにかかる株主価値の 算定結果に基づく株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです(以下の株式移転比率の評価レンジは、損保 ジャパンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、日本興亜損保の普通株式1 株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。)。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
- 1	市場株価分析(基準日)	0.85 ~ 1.01
- 2	市場株価分析(基準日)	1.01 ~ 1.44
	類似企業比較分析	0.62 ~ 0.96
	DCF分析	0.72 ~ 1.29

なお、メリルリンチは、当該意見書の提出およびその基礎となる株主価値算定書に記載される株式価値分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報および公開情報が全て正確かつ完全であることを前提とし、それらの正確性および完全性に依拠しており、かつ個別の資産・負債・設備について鑑定、評価を行っておりません。また両社の事業、収益、キャッシュ・フロー、資産、負債および事業計画等の見通し、ならびに本件株式移転から生じることが予想される費用削減および関連費用の額およびそれらの発生する時期ならびにシナジー効果に関する情報については、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ日本興亜損保または損保ジャパンの経営陣の現時点で入手可能な最善の予測と判断を反映したものであることを前提としております。メリルリンチの当該意見書および株主価値算定書は平成21年7月29日現在の情報と経済条件を前提としたものであり、メリルリンチは、当該時点以降に発生するいかなる事情、変化または事由に基づき、その意見または分析を更新し、改訂しまたは再確認する責任を負うものではありません。

メリルリンチは、本件株式移転に関し、日本興亜損保の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、日本興亜 損保からその大部分が本件株式移転の完了を条件とする手数料を受領いたします。

三菱UFJ証券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価による算定を行うとともに、両社について類似会社比較、DDM (Dividend Discount Model) 分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、損保ジャパンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、日本興亜損保の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価分析(基準日)	0.773 ~ 1.121
市場株価分析(基準日)	0.613 ~ 1.571
類似会社比較分析	0.710 ~ 0.862
DDM分析	0.773 ~ 1.114

なお、市場株価分析については平成21年7月27日を基準日(基準日)として、基準日 および基準日 までの直近1か月、3か月、および基本合意公表日の翌営業日である平成21年3月16日以降の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジ、および本経営統合に関し一部報道機関による憶測報道がなされた平成21年3月12日の前営業日である平成21年3月11日を基準日(基準日)として、基準日 および基準日 までの直近1か月間、3か月間、6か月間の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用いたしました。

三菱UFJ証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。三菱UFJ証券の株式移転比率算定は、平成21年7月27日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

2 算定の経緯

損保ジャパンは、野村證券、みずほ証券、ゴールドマン・サックスによる算定結果を参考に、日本興亜損保は、メリルリンチ、三菱UFJ証券の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成21年7月29日、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。

なお、損保ジャパンは、平成21年7月29日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、野村證券、みずほ証券より合意された株式移転比率が損保ジャパンの普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を、ゴールドマン・サックスより合意された損保ジャパンの普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数が損保ジャパンの普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を、それぞれ取得しております。また、日本興亜損保は、メリルリンチ、三菱UFJ証券より、平成21年7月29日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が日本興亜損保の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得いたしました。

3 算定機関との関係

損保ジャパンの算定機関である野村證券、みずほ証券、ゴールドマン・サックスは、損保ジャパンおよび日本興 亜損保の関連当事者には該当せず、本組織再編に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、日本興亜損保の算定機関であるメリルリンチ、三菱UFJ証券は、日本興亜損保および損保ジャパンの関連当事者には該当せず、本組織再編に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

EDINET提出書類 株式会社損害保険ジャパン(E03827) 四半期報告書

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

株式会社損害保険ジャパン 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 内田満雄

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 臼 倉 健 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の 平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及び キャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められ なかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.}四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

株式会社損害保険ジャパン 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 英 公 一

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 臼 倉 健 司

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 羽柴則央

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年7月29日開催の取締役会において、日本興亜損害保険株式会社との「経営統合に向けての契約書」の締結を決議し、同契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。